

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 支給要件チェックリスト

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の支給を受けるためには、出向元事業主と出向先事業主が、それぞれ次の支給要件を満たしていることが必要（※1）となります。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご利用を検討されている場合は、このチェックリストを使って、出向元事業主と出向先事業主のお互いが支給要件を満たすことを確認し、出向を開始してください。

（※1）このチェックリストは、助成金の審査に用いるものではありませんので、管轄のハローワークや労働局への提出は不要です（支給できるかどうかは、支給申請の際に提出いただいた書類等をもとに労働局において判断します。）。

出向元事業主の要件の確認

- 次のいずれかに当てはまる。

- 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない。

過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から一定期間（※3）を経過していない。

- （※2）平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は5年（返納金を完納していない場合を含む）となります。

と

過去に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等があり、当該不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない（返納金を完納していない場合を含む）（※3）。

（※3）平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金に限りです。

のどちらにも当てはまらない。

- 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない。
- 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていない。
- 風俗営業等関係事業主（※4）でない。
（※4）性風俗関連特殊営業を行っている場合をいいます。
- 事業主もしくは事業主団体または事業主の役員等が暴力団に関係していない。
- 事業主もしくは事業主団体または事業主の役員等暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属していない。
- 支給申請日又は支給決定日に倒産の見込みがない。
- 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。
- 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付する。
- 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。
- 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する。
- 出向復帰後の労働者に対して支払う出向復帰後6か月間の各月の賃金を、出向前の賃金と比較して、いずれも5%以上上昇させる予定である。
- 職業能力開発推進法第12条に規定する職業能力開発推進者（※5）を選任している。
（※5）職業能力開発推進者については産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブックP.4を参照してください。
- 出向者を、出向終了日の翌日から起算して6か月が経過する日を超えて継続して雇用する予定であり、かつ、当該日までの間に出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所に就労させる予定はない。

出向者を、出向を実施する日の前日から起算して6か月前の日から今まで、出向元事業主の事業の一環として行われる出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所に就労させておらず、出向を実施する日の前日までの間も同様に同出向元事業所以外の事業所に就労させる予定はない。

出向を実施する日の前日から起算して6か月前の日から今まで、出向元事業所において雇用する雇用保険被保険者（※6）を解雇等（退職勧奨を含む）（※7）させておらず、出向終了後、支給申請書を提出する日までの間も同様に解雇等（退職勧奨を含む）する予定はない。

（※6）短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。

（※7）労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものをいいます。なお、労働契約期間の満了による離職であっても、離職時の状況によっては解雇等とみなされる場合があります。当該期間に離職者がいる場合は、ご留意ください。

出向先事業主との関係において、資金的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる（※8）（※9）（※10）。

- （※8）出向元事業主が資本金の50%を超えて出向先事業主へ出資している場合及びその逆の場合は、独立性は認められません。
（※9）取締役会の構成員について、代表者が同一人物であったり、出向元事業主と出向先事業主の取締役を兼務している者が、いずれかの事業主で過半数を占めている場合は、独立性は認められません。
（※10）※8または※9に該当しない場合であっても、資金的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められるか総合的に判断されます。詳細は産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブックP.5をご参照および管轄のハローワークや労働局へご相談ください。

- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の助成対象となる出向をしようとする出向元事業所が出向先事業主として出向者を受け入れることで、当該出向における出向元事業主が産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース、雇用維持支援コース、災害特例人材確保支援コース）、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む）（※11）。

（※11）支給対象となる期間が重複している場合に限りです。

➡ 出向先事業主及び出向の要件は裏面をご確認ください。

出向先事業主の要件の確認

- 出向者について、出向を実施する前日から起算して3年前の日から、当該出向開始日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負、委任等により、出向先事業所において就労したことがある者ではない。
- 出向を実施する日の前日の6か月前の日から、今まで、出向者の受入れに際して、労働者を解雇等をさせておらず、出向期間中も同様に、解雇等をする予定はない。
- 出向者を受け入れる事業所で、雇用保険被保険者の数と受け入れている派遣労働者の数が前年同期（※12）と比べて一定以上減少（※13）していない。
（※12）最近1年のいずれかの月と比較することもできます。
（※13）中小企業は10%を超えかつ4名以上、大企業の場合は5%を超えかつ6名以上減少していることをいいます。
- 出向元事業主との関係において、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる（※8）（※9）（※10）。
- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の助成対象となる出向をしようとする出向先事業所が、自己の労働者について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース、雇用維持支援コース（出向元）、災害特例人材確保支援コース（出向元））、雇用調整助成金又は通年雇用助成金（事業所内就業及び事業所外就業、休業、職業訓練）の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む。）（※11）。

出向の要件

- 出向者が出向先事業所で従事する業務が、次の①から④（労働者派遣事業における適用除外業務）のいずれにも該当しない。
- ① 港湾運送業務
 - ② 建設業務
 - ③ 警備業務
 - ④ 病院等における医療関係の業務
- 労働者のスキルアップを目的として行われる出向であって、雇用調整、経営指導・技術指導又は人事交流等を目的として行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものではない。
- ※例えば、出向元事業所において出向労働者が従事していた業務について、出向先事業所に委託・請負等を行った上で、出向労働者が当該業務を出向先事業所において引き続き行うこととなるものなどは本要件に当たると解されます。

※対象となる労働者についての要件や個別の出向についての要件など、他にも要件があります。
詳しくは「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」をご確認ください。